

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

新

旧

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)

第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。

2~3 略

9 省令第五条の五の三、省令第十条の十の二、省令第十条の二十四及び省令第十二条の十

一の三の届出書は、別記様式第八号によるものとする。

10 法第九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第九号によるものとする。

11 省令第五条の八第一項の届出書は、別記様式第十号によるものとする。

12 省令第五条の十一第一項の申請書は、別記様式第十一号によるものとする。

13 省令第五条の十二第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。

14 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

15 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

16 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

17 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

18 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

19 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

20 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)

第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。

2~3 略

9 法第九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第九号によるものとする。

10 省令第五条の八第一項の届出書は、別記様式第十号によるものとする。

11 省令第五条の十一第一項の申請書は、別記様式第十一号によるものとする。

12 省令第五条の十二第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。

13 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

14 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

15 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

16 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

17 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

18 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

19 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

20 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

新

(産業廃棄物処理業等の許可等の申請書等に係る添付書類)

第四条の三 次表上欄に掲げる申請書及び届出には、当該下欄に掲げる書類を添付するものとする。

(産業廃棄物処理業等の許可等の申請書等に係る添付書類)

第四条の三 次表上欄に掲げる申請書及び届出には、当該下欄に掲げる書類を添付するものとする。

旧

(産業廃棄物処理業等の許可等の申請書等に係る添付書類)

第四条の三 次表上欄に掲げる申請書及び届出には、当該下欄に掲げる書類を添付するものとする。

申請書等	添付書類
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の四第一項の申請書 三 省令第十条の十二第一項の申請書 四 省令第十条の十六第一項の申請書 五 省令第十一條第一項の申請書 六 省令第十二条の十一の四第一項の申請書 七 省令第十二条の十一の五第一項の申請書	申請者(申請者が法人である場合に法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、申請者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を申請者に政令第六条に規定する使用者を含む)が法第七条第五項第四号に規定する破産者で復権を得ない旨の証明書
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の四第一項の申請書 三 省令第十条の十二第一項の申請書 四 省令第十条の十六第一項の申請書 五 省令第十一條第一項の申請書 六 省令第十二条の十一の三第一項の申請書 七 省令第十二条の十一の四第一項の申請書	申請者(申請者が法人である場合に法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、申請者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を申請者に政令第六条に規定する使用者を含む)が法第七条第五項第四号に規定する破産者で復権を得ない旨の証明書
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の四第一項の申請書 三 省令第十条の十二第一項の申請書 四 省令第十二条の十一の六第一項の申請書	申請者(申請者が法人である場合に法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、申請者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を申請者に政令第六条に規定する使用者を含む)が法第七条第五項第四号に規定する破産者で復権を得ない旨の証明書
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の二十三第一項の届出 三 省令第十一条の二第一項の届出 四 省令第十二条の二第一項の届出 五 省令第十二条の二第一項の届出 六 省令第十二条の二第一項の届出 七 省令第十二条の二第一項の届出	届出者が法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を届出するものに限る。)の届出書
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の二十三第一項の届出 三 省令第十一条の二第一項の届出 四 省令第十二条の二第一項の届出	届出者が法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を届出するものに限る。)の届出書
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の二十三第一項の届出 三 省令第十一条の二第一項の届出 四 省令第十二条の二第一項の届出	届出者が法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を届出するものに限る。)の届出書
一 省令第十九条の二第一項の申請書 二 省令第十一条の二十三第一項の届出 三 省令第十一条の二第一項の届出 四 省令第十二条の二第一項の届出	届出者が法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にその法定代理人を届出するものに限る。)の届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

新	旧
(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)	(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)
第十条 略	第十条 略
2 前項の申請書には、省令第九条の二第一項第一号から第十四号まで又は省令第十条の四第二項第一号から第八号までに規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (最終処分場の台帳の提出)	2 前項の申請書には、省令第九条の二第一項第一号から第十三号まで又は省令第十条の四第二項第一号から第八号までに規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (最終処分場の台帳の提出)
第十九条 法第十九条の十一第三項の規定による最終処分場の台帳の開設の請求書は、別記様式第二十一条によるものとする。	第十九条 法第十九条の十第三項の規定による最終処分場の台帳の開設の請求書は、別記様式第二十一条によるものとする。
(廃棄物再生事業者の登録の申請)	(廃棄物再生事業者の登録の申請)
第二十条 政令第十七条第一項の規定による申請書は、別記様式第十一十四条によるものとする。	第二十条 政令第十五条第一項の規定による申請書は、別記様式第十一十四条によるものとする。
(廃棄物再生事業者の変更の届出)	(廃棄物再生事業者の変更の届出)
第二十一条 政令第二十一条の規定による届出は、別記様式第十六号によるものとする。	第二十一条 政令第十八条の規定による届出は、別記様式第十六号によるものとする。
2 前項の届出書とは、変更に係る省令第十六条の三に掲げる書類及び図面を添付するものとする。	2 前項の届出書とは、変更に係る省令第十六条の三に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)	(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)
第二十三条 政令第二十一条の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、別記様式第十七号によるものとする。	第二十三条 政令第十九条の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、別記様式第十七号によるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

別表第二(第二十六条関係)

新

提出書類	提出部数	提出機関
(別表第二(第二十六条関係)の規定による)の該て業管の地域が地施設する該長を又は事務所の地施設の所はとき、地施設する主たる地施設の所が二又は事の當に以はあ長を務所業ま上當つ產所	数必四項の定する一部(政令第五部に於ける一般廃棄物の二條の八に於ける般施設の規定による)の該て業管の地域が地施設する該長を又は事務所の地施設の所はとき、地施設する主たる地施設の所が二又は事の當に以はあ長を務所業ま上當つ產所	一部

別表第二(第二十六条関係)

旧

提出書類	提出部数	提出機関
(別表第二(第二十六条関係)の規定による)の該て業管の地域が地施設する該長を又は事務所の地施設の所はとき、地施設する主たる地施設の所が二又は事の當に以はあ長を務所業ま上當つ產所	数必四項の定する一部(政令第五部に於ける一般廃棄物の二條の八に於ける般施設の規定による)の該て業管の地域が地施設する該長を又は事務所の地施設の所はとき、地施設する主たる地施設の所が二又は事の當に以はあ長を務所業ま上當つ產所	一部

新

以下略	条相 第場 廃産 の統 著業 止業 十届 (二) (二)	第輕 徵業 產業 変業 廃業 物處 理施 設	第十 二條 (四) (省令 第十二 条の 合併 分割 認可 申請 審	第使 用特 定業 廉業 受け 第十 二條 (三) (省令 第十二 条の 合併 分割 認可 申請 審	第十 二條 (四) (省令 第十二 条の 合併 分割 認可 申請 審	付申 設置 許可 申請書 (別記 様式 第十三 号)	出廢 棄物 に係る 廃止等 届般 の四)
二部		一部	一部	のに 第設 定一 部(政 令第 七條 の二に 規定 及び 七を 加えた 部數) による 法第 十五 五條 に關 係市 町村 の規 定によ る縱 覧條 施設	一部		

18

(第2面)

△一般医薬物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした旨	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定結果に関する事項	
	その他一般医薬物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般医薬物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般医薬物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般医薬物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
添付書類及び図面	1 当該一般医薬物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての検査の結果を記載した書類	
	2 当該一般医薬物処理施設の構造を明らかにする設計計画図	
	3 施設敷地内にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
	4 施設敷地以外の一般医薬物処理施設の附近の見取図	
	5 当該一般医薬物処理施設の附近の見取図	
	6 当該一般医薬物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	
	7 当該一般医薬物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の概額及びその資金の調達方法を記載した書類	
	8 中請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
	9 中請者が個人である場合には、直前に開する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
	10 中請者が法人である場合は、定款又は会社規則並びに登記簿の原本	
	11 中請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。)	
	12 中請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨で、並びに該当する旨を記載した書類	
	13 中請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	
	14 中請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し	
	15 中請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資者の額の100分の5以上を有する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の原本の写し	
	16 中請者が法令第4条の7に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し	

新

(第2面)

△一般医薬物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした旨	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定結果に関する事項	
	その他一般医薬物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般医薬物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般医薬物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般医薬物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
添付書類及び図面	1 当該一般医薬物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての検査の結果を記載した書類	
	2 当該一般医薬物処理施設の構造を明らかにする設計計画図	
	3 施設敷地内にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
	4 施設敷地以外の一般医薬物処理施設の附近の見取図	
	5 当該一般医薬物処理施設の附近の見取図	
	6 当該一般医薬物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	
	7 当該一般医薬物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の概額及びその資金の調達方法を記載した書類	
	8 中請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
	9 中請者が個人である場合には、直前に開する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
	10 中請者が法人である場合は、定款又は会社規則並びに登記簿の原本	
	11 中請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。)	
	12 中請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類	
	13 中請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	
	14 中請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し	
	15 中請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資者の額の100分の5以上を有する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の原本の写し	
	16 中請者が法令第4条の7に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し	

日

様式第8号の2(第2種関係)

欠格要件に係る届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者

郵便番号

住所

氏名

(印)

(法人にあっては、生たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

第9条第6項

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第3項において
第14条の5第3項において
第16条の2の5第3項にお

準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。
準用する同法第7条の2第4項において
いて準用する同法第9条第6項

新

一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	
欠格要件の区分及び該当欠格要件に該当するに至った具体的な事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

注1 不用の文字は、削すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4判4とすること。

旧